



平成 30 年 7 月 13 日

各 位

株式会社ハニーズホールディングス  
代表取締役社長 江尻 義久  
(コード番号 2792 東証一部)  
取締役  
問い合わせ先 常務執行役員 西名 孝  
管理本部長  
電話番号 0246-29-1111 (代表)

## 剰余金の配当（期末配当）及び別途積立金の取り崩しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 13 日付開催の取締役会において、下記のとおり平成 30 年 5 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（期末配当）及び別途積立金の取り崩しを行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

### 記

#### 1. 剰余金の配当

##### (1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (平成 30 年 7 月 10 日公表)	前期実績 (平成 29 年 5 月期)
基準日	平成 30 年 5 月 31 日	同左	平成 29 年 5 月 31 日
1 株当たり配当金	10 円 00 銭	10 円 00 銭	10 円 00 銭
配当金の総額	278,640 千円	—	278,664 千円
効力発生日	平成 30 年 8 月 22 日	—	平成 29 年 8 月 23 日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

##### (2) 理由

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元と、新たな事業展開に向けた内部留保の充実を勘案し、連結配当性向 30% を目標とすることを基本方針としております。内部留保資金は、新規店舗等の設備投資等に充当し、さらなる業容拡大のために有効活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年 2 回としており、これらの剰余金の配当等を決定する機関は、会社法第 459 条の規定に基づき取締役会であります。

平成 30 年 5 月期の配当につきましては、上記方針に基づき平成 30 年 1 月 31 日に中間配当として 1 株当たり 10 円を実施しており、期末配当については 1 株当たり 10 円の配当を実施することを決議し、1 株当たり年 20 円の剰余金の配当となりました。

(ご参考) 年間配当の内訳

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
当期実績	10円00銭	10円00銭	20円00銭
前期実績(平成29年5月期)	10円00銭	10円00銭	20円00銭

2. 別途積立金の取り崩し

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

(3) 実施の目的

継続的な配当政策の実現を可能にするため

(4) 効力発生日

平成30年7月13日

(5) 今後の見通し

本件は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振り替えに関する処理となりますので、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、業績に与える影響はありません。

以上